

介護保険負担限度額認定を申請される方へ

介護保険の施設サービスや短期入所（ショートステイ）のサービスを利用したときは、食費・居住費は保険給付の対象外で全額自己負担となります。ただし、低所得の方は施設の利用が困難とならないよう、食費・居住費の上限額（負担限度額）が定められ負担が軽減されます。

申請される場合は下記の必要書類をご用意の上、もとす広域連合または瑞穂市・本巣市・北方町の各介護保険担当窓口へご提出ください。

対象となるサービス

介護老人福祉施設／介護老人保健施設／介護療養型医療施設／地域密着型介護老人福祉施設
短期入所生活介護／短期入所療養介護（ショートステイ）
※その他、グループホーム（認知症対応型共同生活介護）等は対象となりません。

【申請に必要な書類】

介護保険負担限度額認定申請書

同意書

※申請書には被保険者本人の印鑑、同意書には本人及び配偶者の印鑑が必要です。

預貯金等が確認できる書類の写し

※配偶者がいる場合は夫婦2人分の写しが必要です。

非課税証明書

※配偶者が管外市区町村にいる場合のみ必要です。

	預貯金等に含まれるもの（例）	提出書類
預貯金等が確認できる書類の写し	○預貯金（普通預金・定期預金・定期積金）	●通帳の写し ※銀行名・支店・口座番号・名義が分かるページ。 ※最新履歴から過去3ヶ月が記帳されているページ。 ●定期預金や定期積金の証書の写し ※総合口座で定期預金等をされている場合は、口座残高が分かるページの写しが必要です。
	○有価証券（株式・国債・地方債・社債等） や出資金	●証券会社や銀行の口座残高、出資金額が分かる書類の写し
	○金・銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	●購入先の口座残高の写し
	○投資信託	●銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し

【問い合わせ先】〒501-0466 本巣市下真桑 1000 番地 本巣市役所真正分庁舎内

もとす広域連合 介護保険課 TEL:058-320-2220